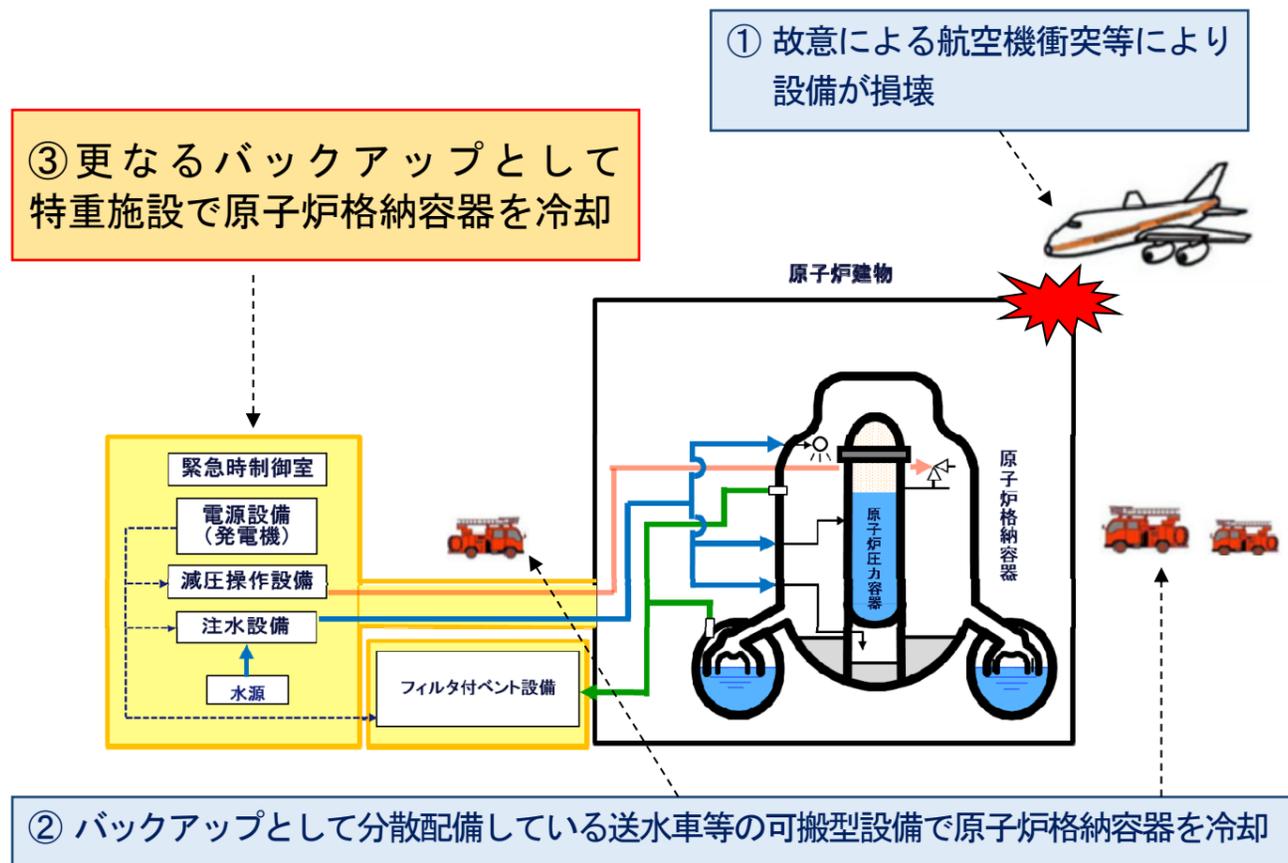


島根原子力発電所2号機 特定重大事故等対処施設および所内常設直流電源設備（3系統目）について

○ 特定重大事故等対処施設

- 発電所では、重大事故ならびに故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムにより炉心の損傷が発生するおそれがある場合などに、原子炉格納容器の破損による放射性物質の放出を抑制するため、常設設備のバックアップとして送水車等の可搬型設備等を配備している。
- 特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）は、故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムにより炉心の損傷が発生するおそれがある場合などにおける、安全対策の更なるバックアップとして、原子炉格納容器破損防止対策に対する信頼性をさらに向上させるために設置するもの。
- 特重施設には、原子炉圧力容器や原子炉格納容器の減圧・注水機能を有する設備およびこれら进行操作する緊急時制御室等を設置し、原子炉建物等と同時に破損することを防止するため、必要な離隔距離を確保するか、故意による大型航空機の衝突に対して頑健な建物に収納する。
- 島根2号機の工事計画の認可日から起算して5年以内*の設置を求められている。

<特定重大事故等対処施設のイメージ図>



○ 所内常設直流電源設備（3系統目）

- 原子力発電所では、外部電源および非常用交流電源が失われ、万が一、重大事故等が発生した場合に備えて、所内常設型の蓄電池・充電器（1系統目）を設置することに加え、高圧発電機車（2系統目）を配備している。
- 所内常設直流電源設備（3系統目）は、1系統目の更なるバックアップとして重大事故等の対応に必要な設備へ電源を供給し、原子炉格納容器の破損等を防止するために設置するもの。
- 島根2号機の工事計画の認可日から起算して5年以内*の設置を求められている。

※ 認可日：2023年8月30日、設置期限：2028年8月29日

<所内常設直流電源設備（3系統目）のイメージ図>

